

大和郡山市標準準拠システム移行等業務
仕様書

- 0.目次
- 1.背景・目的等
 - 1.1 背景・目的
 - 1.2 調達における基本方針
 - 1.3 本市の現状
- 2.契約期間
- 3.履行場所
- 4.提案事項
 - 4.1 提案の範囲
 - 4.1.1 標準準拠システム
 - 4.1.2 共通機能システム
 - 4.1.3 標準化対象外システム
 - 4.2 調達内容・業務の詳細
 - 4.2.1 標準準拠システム
 - 4.2.2 共通機能システム
 - 4.2.3 標準化対象外システム
 - 4.2.4 その他提案要求事項
 - 4.2.5 データ連携するシステム
 - 4.2.6 ガバメントクラウドまたは国が認可したベンダークラウド
 - 4.3 システム構成
 - 4.3.1 標準準拠システムのクラウド稼働環境
 - 4.3.2 標準化対象外システムの稼働環境
 - 4.3.3 端末
 - 4.3.4 プリンタ
 - 4.3.5 ネットワーク
 - 4.4 品質・性能条件
 - 4.5 運用条件
 - 4.6 納品物
 - 4.7 構築推進体制
 - 4.8 プロジェクト管理
 - 4.9 移行方法
 - 4.10 教育訓練
 - 4.11 保守条件
 - 4.12 システム稼働及びスケジュール
 - 4.13 その他の提案について
- 5.再委託に関する情報の記載について
- 6.支払い方法
- 7.その他留意事項

1 背景・目的等

1.1 背景・目的

令和 3 年 9 月 1 日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、住基系、税系、福祉系の 20 業務について、令和 7 年度末までに国が定める標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することが求められている。しかしながら、本市では現行システムベンダーから特定移行支援システムが示され、令和 7 年度中の移行が困難であると判断し、標準準拠システムへの対応を 1 年延期し、令和 8 年度中の対応とした。

国の方針に沿い現行システムから標準準拠システムへ切り替えることと、対象の 20 業務以外の業務を行うシステム（以下「標準化対象外システム」という。）を再構築することで、総合的に運用するシステム（以下「総合行政システム」という。）を導入する。

総合行政システムを導入することにより、行政事務の効率化・迅速化を図るとともに、ICT を活用した住民サービスの向上を目的とする。

1.2 調達における基本方針

本調達では、令和 8 年度までに国が整備するガバメントクラウド上で利用可能な標準準拠システムおよび標準化対象外システムを含めて構築することを原則とする。なお、標準化対象の 20 業務のうち「戸籍」「戸籍の附票」については別途調達するため、今回の提案依頼からは除外する。また選定基準として、現行システムから確実に移行するための技術、実現可能なスケジュール、サポート体制、今回の調達範囲から外れたシステムや申請システム等他システムとの連携を遂行できるプロジェクトチーム体制を確実に組織できるベンダーを選定する。

調達対象とする標準仕様書については、現在も改版が続いている状況であるが、令和 6 年 8 月末で公表されている版以降のものを本提案においての標準仕様書、機能要件、帳票要件等とする。

※ 参考：標準仕様書版数（R6年8月時点）

No.	標準仕様書	版
1	住民記録	5.0 版
2	印鑑登録	3.2 版
3	税務共通	4.0 版
4	固定資産税	4.0 版
5	個人住民税	4.0 版
6	法人住民税	4.0 版
7	軽自動車税	4.0 版
8	介護保険	3.0 版
9	障害者福祉	4.0 版
10	就学事務	3.0 版
11	子ども・子育て支援	1.1 版
12	児童手当	1.1 版
13	児童扶養手当	2.0 版
14	健康管理	3.0 版
15	国民健康保険	1.2 版
16	後期高齢者医療	1.2 版
17	生活保護	2.0 版
18	国民年金	1.2 版
19	選挙人名簿管理	1.3 版
20	収納消込	4.0 版
21	滞納管理	4.0 版

1.3 本市の現状

本市のネットワーク体系は、マイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系及びインターネット接続系の三層構造になっている。

マイナンバー利用事務系は、住民記録、税、福祉等の基幹系業務、LGWAN 接続系は、財務会計、文書管理、人事給与、グループウェア等、インターネット接続系は、奈良県情報セキュリティクラウド（大和路情報ハイウェイ）に接続されたインターネット接続サービス系の利用となっている。

職員数、端末数等のデータは以下のとおり。

(1) 職員数

約 1,200 人（会計年度任用職員を含む）

うち基幹系システムを使用する職員は約 330 人

(2) 端末およびプリンタ数

「資料 1_端末およびプリンター一覧」のとおり。

(3) サーバ環境

現行システムの構成は、別添「資料 2_システム構成図」のとおり。

(4) 現行システム

本市は総合行政システムとして複数の基幹系システムを使用している。

現行システムは以下のとおり。

No.	業務名	現行システム	標準化対象
1	住民記録	MICJET MISALIO	○
2	印鑑登録	MICJET MISALIO	○
3	固定資産税	MICJET MISALIO	○
4	個人住民税	MICJET MISALIO	○
5	法人住民税	MICJET MISALIO	○
6	軽自動車税	MICJET MISALIO	○
7	収納管理	MICJET MISALIO	○
8	滞納管理	MICJET	○
9	国民健康保険	MICJET MISALIO	○
10	国民年金	MICJET MISALIO	○
11	後期高齢者医療	MCWEL	○
12	介護保険	MCWEL	○
13	介護認定審査会	RIOS-SIGNA	○
14	宛名・納付（住所外管理）	MICJET MISALIO	○
15	医療給付（乳幼児医療）	MICJET MISALIO	
16	医療給付（ひとり親医療）	MICJET MISALIO	
17	医療給付（重度障害者医療）	MICJET MISALIO	
18	児童手当	MICJET MISALIO	○
19	児童扶養手当	MICJET MISALIO	○
20	障害者福祉	MCWEL	○
21	特別児童扶養手当	MCWEL	○
22	子ども・子育て支援	MICJET MISALIO	○
23	健康管理	健康かるて	○
24	予防接種	健康かるて	○
25	住基ネット連携	MICJET	○
26	団体内統合宛名	MICJET	○
27	コンビニ交付	MICJET	
28	申告支援	税務 LAN	○
29	生活保護	FUJITSU 自治体ソリューション	○
30	選挙（期日前、当日投票含む）	テラック	○
31	学齢簿	MICJET MISALIO	○
32	就学援助	MICJET MISALIO	○
33	学校給食費管理	Sossian	
34	土地・家屋台帳履歴管理	A”TAXex	○
35	地域包括支援	WINCARE	
36	証明書発行	MICJET MISALIO	

(5) 帳票アウトソーシング

本市では印刷・封入封緘等の帳票アウトソーシングを行っている。アウトソーシングの範囲としては、「資料3_令和6年度印字加工納品仕様書」および「資料4_令和6年度封入封緘仕様書」のとおりとし、同等の内容を提案すること。なお、費用については、業務に応じて標準準拠システムおよび共通機能システム、標準化対象外システムのいずれかの見積に含めること。

(6) セキュリティシステム

ア ドメインログインについては、現在は個人単位で手のひら静脈認証（製品名：AuthConductor）にて管理している。現行サーバは令和3年度に導入しており、標準準拠システムが稼働を迎える時期には移行期となるため、本調達の中でAuthConductorの構築および移行作業を実施すること。なお、ライセンスおよび認証装置、保守については現行のものを使用する。

イ ログの収集やデバイス制御について、LGWAN環境で利用しているSKYSEA Client Viewを導入することとする。提案者はSKYSEAが稼働する環境を提供すること。また、必要となるSKYSEAライセンスおよびSEサポート費用等を見積に含めること。SKYSEAライセンスは、サーバライセンス1式、クライアント230式とする。

2 契約期間

(1) 標準準拠システムおよび共通機能システム

ア 導入経費

令和7年度に契約を締結し、令和9年3月31日までを工期とする。

2ヵ年契約とするが、令和7年度中の支払いはないものとする。

イ 運用経費

令和9年1月1日以降のシステム運用・保守業務等（以下「運用・保守業務」という。）に関する契約については、別途単年度の契約締結を実施するものとする。

(2) 標準化対象外システム

ア 導入経費

令和9年1月1日から令和13年12月31日までの賃貸借契約とする。そのため、提案者は令和8年12月31日までに納入を行うこと。また、賃貸借契約は、本市、提案者およびリース会社の三者間契約とし、本市はリース会社に対してリース料を支払う。提案者はリース料率を乗じた額で見積を行うこと。なお、期間満了後は本市への無償譲渡とする。

イ 運用経費

令和9年1月1日以降のシステム運用・保守業務等（以下「運用・保守業務」という。）に関する契約については、別途単年度の契約締結を実施するものとする。

3 履行場所

奈良県大和郡山市北郡山町248-4 大和郡山市役所及びその他出先機関

4 提案依頼事項

提案にあたっての前提条件がある場合は、別途明記のこと。また大和郡山市の要件を満たさない提案内容の場合や、より良い提案がある場合は、その差異を明記すること。

4.1 提案の範囲

本調達の提案範囲は、標準準拠システムおよび共通機能システム、標準化対象外システムとする。また、標準準拠システム、共通機能システムについては、ガバメントクラウドまたは国が認可したベンダークラウド上に構築することとする。標準化対象外システムについては稼働環境を提案すること。

4.1.1 標準準拠システム

各システム標準仕様書、機能要件、帳票要件、詳細要件等に記載されている「実装必須機能」が全て実装されていること。また「実装不可機能」が実装されていないこと。

4.1.2 共通機能システム

地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書、機能要件、帳票要件、詳細要件等に記録されている「実装必須機能」が全て実装されていること。また「実装不可機能」が実装されていないこと。

No.	地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第 2.3 版】
1	申請管理機能
2	住登外者宛名番号管理機能
3	団体内統合宛名機能
4	統合収納管理機能
5	統合滞納管理機能

統合滞納管理機能で取り扱う科目は個人市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料とする。

4.1.3 標準化対象外システム

標準化対象外システムについては、以下の業務システムを提案すること。

No.	業務名
1	医療給付（乳幼児医療）
2	医療給付（ひとり親医療）
3	医療給付（重度障害者医療）
4	コンビニ交付
5	学校給食費管理
6	地域包括支援
7	証明書発行

4.2 調達内容・業務の詳細

4.2.1 標準準拠システム

(1) 要求内容について

標準準拠システム業務ごとに、別添「様式 6_標準準拠システム機能・帳票要求定義書」を提示する。

- ア 機能・帳票標準化基準において規定する「実装必須機能」を実装すること。
- イ 「標準オプション機能」については、「機能・帳票要求定義書」内にその重要度を 3 段階「A:優先すべき機能である」「B:可能であれば実装したい。(優先度は高くない)」「C:あってもなくても良い。」で定義している。
- ウ 標準仕様書の基本データリストにおいてデータ出力条件が任意とされているものは必要に応じて実装すること。

(2) 提案内容について

イ「標準オプション機能」について「業者記入欄」には、次の基準により記号を付すこと。また、市が要求した要件よりも良い機能・性能・品質等を有している場合は、追加提案として、該当する機能 ID、帳票 ID、機能・性能・品質等を具体的に記入すること。

- ◎ : 要求を満たしている
- : 要求を一部満たしていないが、別提案があり、運用で代替可能である
- : 要求を一部満たしていない
- × : 要求を満たしていない

※業務によっては、機能要件と帳票要件が別シートとなっているが、全てにおいて回答を行うこと。

4.2.2 共通機能システム

オプション機能について、本市から指定するものはないため、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に従って実装すること。

4.2.3 標準化対象外システム

(1) 要求内容について

標準化対象外システムの要求仕様は、別添「様式 7_標準化対象外システム機能・帳票要求定義書」のとおり。

(2) 提案内容について

「様式 7_標準化対象外システム機能・帳票要求定義書」に 4.2.1(2)の基準により記号を付すこと。代替案等がある場合は、記入すること。

※業務によっては、機能要件と帳票要件が別シートとなっているが、全てにおいて回答を行うこと。

4.2.4 その他提案要求事項

「資料 5_提案要求事項」に記載の内容について提案および見積を依頼する。

4.2.5 データ連携するシステム

各種システムとデータ連携するための機能を有すること。なお、現状では本調達範囲外のシステム等と「資料6_外部連携先一覧」のとおりデータ連携を行っている。また、住民基本台帳ネットワークシステムについては令和7年度に奈良県の共同調達によって入替を予定しており、このサーバとの連携構築を実施すること。

4.2.6 ガバメントクラウドまたは国が認可したベンダークラウド

標準準拠システム、共通機能システム、標準化対象外システム（標準準拠システムと業務データの API 連携を行うシステムのほか、標準準拠システムと同じくクラウド環境に構築することが効率的であると判断するシステム）はガバメントクラウドまたは国が認可したベンダークラウドで構築すること。また、クラウド運用管理補助者（ネットワーク運用管理補助者は除く）として、クラウドサービス等を本市が利用し、運用管理する業務の補助を行うこと。

4.3 システム構成

以下の内容に基づきシステム構成を提案すること。

4.3.1 標準準拠システムのクラウド稼働環境

- (1) 提案システムが利用するガバメントクラウドまたは国が認可したベンダークラウドについて、システム名、CSP 名、リージョン（主系従系）を提案書に記載すること。
- (2) 各 CSP でのカリキュレーター試算結果を提案書に記載すること。
- (3) ガバメントクラウドには、大和路情報ハイウェイを経由して接続する想定をしているが、今後協議によって変更することもあるため、留意すること。
- (4) 国が認可したベンダークラウドを提案する場合、ネットワーク構成を含め提案すること。また、ベンダークラウドに接続するための回線種別、回線仕様、回線利用料を提案書に記載すること。

4.3.2 標準化対象外システムの稼働環境

- (1) 提案システムの機能・性能要求を満たす最適な構成を提案すること
- (2) クラウド環境で構築の場合は、クラウド利用に係る経費を見積に含めること。
- (3) オンプレミス環境で構築の場合は、サーバ機器は本市のサーバー室に設置することとする。

4.3.3 端末

以下に示す端末を提案すること。

なお、本稼働時には有線での接続とするが、本市では無線化を検討しているため、納入する端末においては無線にも対応可能な機種を提案すること。

項目	要件
用途	基幹業務システム用
型	ノートパソコン（1機種で統一すること）
台数	40台

OS	Microsoft Windows11 pro 64 ビット
CPU	Intel Core i3 第 12 世代 以上
メモリ	8GB 以上
SSD	256GB 以上
光学ドライブ	DVD-ROM またはスーパーマルチ内蔵
キーボード	日本語キーボード JIS 配列 (テンキー付き)
ディスプレイ	画面サイズ：15.6 型
有線 LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
インターフェース等	HDMI × 1 個
	USB type-A USB3.2 × 3 個 以上
	USB type-C USB3.2 × 1 個 以上
その他	USB マウス (光学式) を添付すること。
	リカバリディスクを添付すること。
	Windows Server 2025 Device CAL を台数分手配すること。
保守	1 年間のメーカー無償保証を付帯すること。

項目	要件
用途	基幹業務システム用
型	小型デスクトップパソコン (1 機種で統一すること)
サイズ	高さ：182mm 幅：36mm 奥行き：178mm 以内であること
台数	190 台
OS	Microsoft Windows11 pro 64 ビット
CPU	Intel Core i3 第 12 世代 以上
メモリ	8GB 以上
SSD	256GB 以上
光学ドライブ	有無は問わない
キーボード	USB 日本語キーボード (109A キー)
有線 LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
インターフェース等	HDMI × 1 個
	USB type-A USB3.2 × 4 個 以上
	USB type-C USB3.2 × 1 個 以上
ディスプレイ	画面サイズ：23 型以上
その他	USB マウス (光学式) を添付すること。
	リカバリディスクを添付すること。
	Windows Server 2025 Device CAL を台数分手配すること。
	パソコンの電源供給については、省スペース化のため、USB type-C でディスプレイと接続可能なこと。
保守	1 年間のメーカー無償保証を付帯すること。

4.3.4 プリンタ

以下に示すプリンタを提案すること。

項目	要件
型	レーザープリンタ（1機種で統一すること）
台数	50台
印刷速度	A4（横） 37 ページ／分以上 A3 20 ページ／分以上
対応用紙サイズ	A3 から はがき まで
印刷機能	両面印刷機能を標準で有すること
給紙容量	本体トレイ 280 枚 以上 増設トレイ 580 枚 以上 手差しトレイ 110 枚 以上
解像度	1200 × 1200 dpi 相当
有線 LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
インターフェース等	USB 2.0 × 1 個
保守	5 年間のメーカー訪問修理を付帯すること。

4.3.5 ネットワーク

ガバメントクラウドもしくはベンダークラウド、オンプレミス環境及び各種ネットワーク機器を含む全体構成を提案し、必要な費用を見積に含めること。

4.4 品質・性能条件

(1) 標準準拠システム

本稼働するまでにデジタル庁が実施する適合確認試験に合格すること。

(2) 標準化対象外システム

データ連携については、データ要件・連携要件標準仕様書（3.3 独自施策システム等連携仕様）に準拠することを原則とする。

4.5 運用条件

(1) エンドユーザーの利用時間及び時間帯

利用時間帯は原則として、午前 8 時から午後 10 時までをログイン可能時間とすること。バックアップ処理、バッチ処理等は、業務時間外に実施する計画とすること。

(2) その他の運用制限

運用等に関し制限が発生する場合には、その制限事項を明記のこと。（API 連携不可時間等）

4.6 納品物

提出する納品物は次のとおり。ただし、要求を満たすことが不可能なものがある場合は、その項目と理由を明記すること。

(1) プロジェクト管理

- ア プロジェクト実施計画書
- イ 構築スケジュール兼 WBS
- ウ 課題管理表
- エ 議事録

(2) データ移行

- ア データ移行作業計画書
- イ データ移行作業手順書
- ウ 移行件数表
- エ エラーデータリスト
- オ 移行結果一覧
- カ データ移行仕様書

(3) システム環境構築

- ア ガバメントクラウド接続環境設計書
- イ ガバメントクラウド接続テスト項目表
- ウ 非標準化業務システムサーバ接続環境設計書
- エ 非標準化業務システムサーバ接続テスト項目表
- オ 端末設計書
- カ 端末セットアップ資産
- キ 端末テスト項目表
- ク 端末プリンター一覧

(4) データ連携

- ア データ連携一覧表
- イ データ連携仕様書
- ウ データ連携テスト項目表

(5) その他

- ア 業務操作マニュアル
- イ 運用・保守マニュアル
- ウ 進捗報告書

その他市が求めるものは協議の上、適宜作成し提出するものとする。

4.7 構築推進体制

(1) 本市の構築体制

デジタル化推進係が窓口となり、業務担当課と調整を図る体制とする。

(2) 提案者の構築体制

構築から初期の運用管理において、一貫した体制であることが望ましく、各業務システム単位においても運用サポートできる体制とすること。

また、以下の内容を体制図等に記載すること。

ア プロジェクト責任者（総括責任者）

本業務の責任者として、プロジェクト全体を十分に管理可能な者の選任を条件とする。プロジェクトリーダーの氏名、職歴、マネジメント経験年数、経験システムの種類、資格等を明記すること。

イ プロジェクト体制

各業務システムに担当チームを編成することとし、滞ることなく完成させることが可能な人員を割り当てること。また、チーム責任者（主任担当者）氏名、経験システムの種類、資格等および構成員の人数を明記すること。

4.8 プロジェクト管理

全体のプロジェクト管理について、以下の事項を実施すること。

- (1) 本事業全体の進捗管理、課題管理、変更管理、品質管理など、システム構築に関して必要なプロジェクト管理。
- (2) 各システム間の仕様調整・課題解決、各システムの試験、データ移行等の各種調整・課題解決、本稼働に向けた各種調整・課題解決、その他必要事項。
- (3) 定例報告は、スケジュールおよびその方法を明記のこと。
- (4) 問い合わせ対応窓口の設置。

4.9 移行方法

システム移行について、以下の事項を実施すること。

(1) システム移行

現行システムから標準準拠システム、関連システム、標準化対象外システムへの切り替え方法及びガバメントクラウドへの移行方法について提案すること。なお、標準化対象外システムについては、ガバメントクラウド以外の環境へ移行することも可とする。

(2) データ移行

ア 移行方策

移行方策は、安全・確実にデータ移行が出来ることを必須とする。そのうえで、データ移行方法の検討、移行データの確認などを、職員負荷が軽減できるものにする。そのため、データの追記・見直しと既存データの移行方法については、出来る限り手作業での入力を避ける方式で提案すること。

イ 移行対象データの事前チェック

移行対象データは、原則として事業者側で新システムでの最低過去5か年分の論理チェックを行ったうえで、大和郡山市のデータクレンジング作業の補助を行い、データ移行を行うこと。

ウ データ移行の実施

データ移行の実施にあたっては、以下の内容を順守すること。

- (ア) 現行システムの各種データを新システムに移行し、データセットアップ作業を行うこと。
- (イ) 業務に関する情報は、必要とする過去を含めたすべての情報項目を移行すること。

- (ウ) 新システムで過去履歴の照会・証明発行・過年度更生等の処理が適切に行えるようにするため、基本的に現行システムで管理している情報のうち移行できる必要な情報は移行すること。
- (エ) 現行システムから移行できないデータの取り扱いについては協議すること。

4.10 教育訓練

システム本格稼働に向けた利用者への教育訓練、システム稼働後のサポート等について、その範囲、内容、期間、時期、方法等を提案すること。

4.11 保守条件

(1) ヘルプデスク

導入システムに関する問合せ等の受付と回答を行うヘルプデスクを設置すること。受付時間帯は以下のとおりとする。

受付時間帯 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）

ただし、重大な障害等が発生した場合は、上記時間外でも柔軟に対応すること。

(2) 保守

システムソフトウェア保守、ハードウェア保守方法について、対応時間帯を記載すること。基本的にサーバ等の主要ハードウェアについては、24 時間 365 日オンサイト保守を想定している。

(3) ガバメントクラウドの運用管理補助について

システムの安定した稼働を確保するために、以下の事項を実施すること。なお、複数のガバメントクラウド運用管理補助者が存在する場合、提案者において統括的な運用管理補助を行うこと。

ア アプリケーションの稼働状況の監視

イ セキュリティポリシーの実施、監査、脅威対策

ウ システムに問題が生じた際の原因特定および解決

(4) 法改正対応について

今後行われる法制度改正対応については、原則としてパッケージシステムの標準保守サービスの範囲において契約期間中は法制度改正対応を行うこと。ただし、以下の内容については、別途協議のうえ必要な経費について見積もること。

ア 国からの補助金、交付税等が交付される場合

イ 新たな制度の施行に伴い業務システムや運用が追加となる場合

ウ ハードウェアやソフトウェア等の購入が必要となる場合

エ 大規模なシステム改修等が必要となる場合

(5) サポート内容

その他特筆すべきサポート内容がある場合、その内容を記載すること。

4.12 システム稼働及びスケジュール

総合行政システムの稼働開始予定日は、令和 9 年 1 月 5 日とする。稼働開始予定日まで

に、システム設計・構築、移行データの登録、運用テスト及び各種教育訓練を実施するスケジュールとすること。なお、検証環境の提供は令和8年9月までに行うこと。

稼働開始予定日を別の日に設定することも可能だが、実現可能なスケジュールを業務毎に提案すること。工程におけるマイルストーンを明記するとともに、工程名称、工程期間、工程目的、工程での管理項目及び定例報告の予定を明記すること。定例報告については「定例報告」でその内容を記述すること。

4.1.3 標準準拠システム移行作業の着手について

4.1.2に記載のスケジュールのとおり標準準拠システムへの移行は複数年にまたがる対応を予定している。大規模で重要な事業につき、改めて本市職員の標準準拠システムの理解を深めるためにも令和7年度に以下の作業を実施すること。なお、費用については、令和8年度に一括で支払うものとする。

<令和7年度作業内容>

- ・提案する標準準拠システム（各業務）の機能等における説明動画の提供および本市職員からのQ&A対応
- ・本市既存システムの運用、権限、連携、委託状況など詳細事項の確認および新システムでの対応方針の立案
- ・クラウド環境における全体構成およびスケジュール等の調整・確認
- ・全体キックオフ会議
- ・プロジェクト全体管理

5 再委託に関する情報の記載について

再委託を実施する場合は、再委託先について記載すること。また、再委託先については、「構築体制と役割分担」、「プロジェクト管理」及び「保守運用」等を明記すること。

6 支払い方法

(1) 標準準拠システムおよび共通機能システム

ア 導入経費

補助金を活用するため、システムの導入が完了し、本市にて検査後に一括支払いを行う。

イ 運用経費

システム稼働後に単年度の契約締結を実施する。支払いについては毎月支払いもしくは上半期、下半期の2回の支払いを想定している。また、標準化対象外システムも含めた契約とする。

(2) 標準化対象外システム

ア 導入経費

60ヶ月間の賃貸借契約とするため、本市から提案者への直接的な支払いがないことを留意すること。

イ 運用経費

(1) イ 運用経費に記載のとおり。

7 その他留意事項

(1) 契約約款

契約に関する取り決めは大和郡山市業務等委託契約約款に従うこと。

(2) ガバメントクラウドを利用する場合

標準準拠システムおよび共通機能システムを稼働させるガバメントクラウドの利用料については、本市とデジタル庁にて契約予定のため、本調達には含まない。提案者はガバメントクラウドの利用開始時期等について提案すること。

(3) 疑義事項

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度、市と協議の上決定すること。